

■ よくある質問

Q

書類提出後または受理後に、参加者/日程/活動場所が変更となった場合、どのように申請すればよいか。

A

・ 申請日時が提出締切日（変更後の活動開始日の7営業日）より前であるか

・ 変更する内容

によって申請方法が異なります。いずれの場合も変更後のファイル名の先頭に（再提出）と追記の上、Googleフォームから「再提出」を選択して提出を行い、フォームに従って再提出理由を入力してください。

1. 締切日より前

資料一式を再提出してください。複数日の活動の場合、学外行事届の備考欄には〇月〇日の活動から変更と記入してください。

2. 締切日より後

①参加者の変更

3営業日前までに参加者、参加人数を変更した学外行事届・参加者名簿を再提出してください。

②日程

・ 増える場合

締切日より後の日程の追加は認めません。

・ 減る場合

特に事前申請の必要はありません。活動報告書に〇月〇日の活動未実施の旨を記入して提出してください。

・ 入れ替える場合

締切日より後の日程の入れ替えは認めません。

③活動場所の変更

7営業日前までに活動場所を変更した学外行事届・参加者名簿、感染対策資料を再提出してください。

Q 当日が雨だった場合、活動場所を変更したい。当日でなければ活動場所がわからないが、どのように申請すればよいか。

A サブプランとして使用する可能性がある活動場所の書類一式を予め提出してください。その際、サブプランの学外行事届の備考欄に「〇月〇日の活動のサブプラン」という内容を記載し、活動報告書提出時には、どちらのプランで行ったかわかるように記載してください。

Q 同一日に複数のグループに分かれて、別の場所に練習する。書類を一つにまとめて申請してよいか。別の場所での通常練習一ヶ月分の申請で、書類を一つにまとめて申請してよいか。

A 複数の活動場所を一つにまとめて申請することは認めません。活動場所ごとに書類一式を分けて申請をしてください。

Q 同一場所での通常練習なので一ヶ月分まとめて申請をしたい。また、活動報告書も一ヶ月分まとめての提出で大丈夫か。

A 開催日が複数ある場合、学外行事届には次のように記載してください。なお、備考欄には必ず全日程を記載してください。日によって開催時間が異なる場合はその旨を追記すること（14日は9時～11時など）。

例) 『ファイル名：00001_0107-0128_01_学外行事届・参加者名簿（団体名）』

開催期間：1/7～1/28

集合日時：1/7 15時

解散日時：1/7 18時

備考：練習開催日は7、10、14、17、21、28日の6日間。

活動報告書も一ヶ月分まとめての提出で構わないですが、活動終了日ごとに作成し、日数をまとめて作成することがないようにしてください。（Googleフォームにて一度に提出できるのは10ファイルまでなので、10ファイルを超える場合は新たにGoogleフォームを作成して分けて提出してください。）

Q 書類を提出して7営業日経過したのに受理/却下通知がこない。

A 申請状況によっては、活動開始日が近いものから審査している場合がありますのでお待ちください。

Q 大会のエントリーの関係で〇日までに審査してほしい。

A 特別な事情があり、審査を早めてほしい場合は本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。

Q 会長から返信がなくて、締切日より前に資料が提出できないが審査してもらえるか。

A 会長の確認や確認票の作成を含め、締切日より前に提出していただく必要があります。締切日より後に提出された場合、審査しませんので、必ず日時に余裕を持って確実に段取りしてください。

Q 申請が却下となり、活動できなくなったので、施設キャンセル料が発生した。キャンセル料は大学が負担してくれるのか。

A 修正により受理が間に合わなかった場合、大学からの指示が変更となった場合、却下となった場合などの理由で発生した施設キャンセル料は、学生団体が負担することになりますので、その可能性があることを踏まえて申請してください。

Q 対外試合や大会に出場したい/外部イベントに参加したい/公演会や演奏会を開催したい。

A 申請内容によって承認いたしますので、予め本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。

Q 会員以外の外部者は活動に参加できるか。

A コーチ等の指導者に限って許可しますが、その他の会員以外の外部者の参加は原則認めません。なお、学生団体同士で活動する場合、相手の団体に責任者が存在し、感染対策を実施していれば許可します。それが他大学の学生団体であれば、上記に加えて、所属大学から活動許可が下りている必要があります。

Q 遠征や大会など宿泊しなければならない活動があるので、宿泊を伴う活動をしたい。

A 申請内容によって承認いたしますので、予め本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。ただし、合宿は認められません。

■ 緊急事態宣言中の課外活動再開申請に関して

Q 緊急事態宣言は2月7日までらしい。2月8日以降に活動する申請については活動理由書を提出する必要があるか。

A 緊急事態宣言中に提出される課外活動再開申請については、全ての申請において、活動理由書の提出を必須といたします。したがって、2月8日以降の活動の申請についても、緊急事態宣言中は活動理由書を提出してください。

Q 2月8日以降の申請が却下されている。以前提出した緊急事態宣言期間よりも後の申請も再提出する必要があるのか。

A 1月8日以降の申請は、許可の出ている者も含め、全て無効といたします。緊急事態宣言の期間外の申請についても、活動を行う必要がある場合、再申請してください。

Q 活動理由書は毎回提出する必要があるか。

A 活動理由書は毎回提出する必要があります。会長と相談の上、オンライン以外で活動する必要がある場合、活動理由書を作成していただいでください。

Q 締切が変わらず7営業日前であるならば、1/8-1/19は活動できないのか。

A 原則、活動できません。緊急事態宣言に伴う対応となりますのでご了承ください。1/8-1/19の期間で、どうしてもオンライン以外で課外活動を行う必要がある場合、本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。

Q 団体内でいくつかのグループに分かれて活動している。そのため、個人単位では活動時間は3時間以内だが、申請が3時間以上となってしまうてもよいか。

A 活動時間は個人単位で3時間単位となりますので、申請は3時間以上となっても大丈夫です。ただし、その旨がわかるように感染対策資料（行事毎）の「上記を踏まえた感染対策」の欄に記入してください。

Q 9時-12時で活動した後、同じメンバーが同日14時-17時に活動してもよいか。

A 活動時間は1日につき3時間までですので不可能です。個人が1日3時間以上活動しないように、団体として管理してください。

Q 対外試合や大会に出場/外部イベントの参加/公演会や演奏会の開催/宿泊を伴う活動をする必要があるが申請できるか。

A どうしても行う必要がある場合のみ、事前に本部が設置されている地区の学生生活担当にご連絡ください。